

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

そのためには、生徒が善悪の判断がきちんとでき、お互いに約束をきちんと守れることが重要です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校の校訓は、「自主・誠実・根性」です。「自主」では自ら良識ある行動をとり、自己責任を果たすことのできる生徒、「誠実」では真心こめて一生懸命に取り組み仲間から信頼される生徒、「根性」ではどのような困難に対してもあきらめない気概を持って取り組むことができる生徒の育成を目指しています。そうして、一人ひとりが互いの人格を認め合い、お互いに尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」を推進します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安全で安心な学校生活を送ることができ、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、そしていじめをなくすことを目的に、福井市・福井市教育委員会・家庭・地域と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

○「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導計画に従い、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

○体験活動の推進

ボランティア活動や職場体験活動、地域交流活動等を通して、同世代だけでなく大人との心の触れ合いの機会を設け、また自己有用感を味わわせ、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○異学年及び同学年クラスターの効果的な活用

クラスターによる縦の関係で学校文化を継承します。また、学校祭や合唱コンクールなどの学校行

事を異学年でやることで、上級生は下級生に対し優しさをもち、下級生は上級生に対し尊敬の気持ちをもって接することができるようになります。また、同学年がまとまって生活することで、横の関係を深くして、学校の中での学年の立場を意識して、一人ひとりが助け合い認め合いながら、自立を目指します。

○人権教育の推進

偏見や差別を許さず、一人ひとりの個性を大切にする生徒、相手を気遣い、心優しく他人に接することができる生徒を育てます。

○個々を認める教育

生徒一人ひとりの長所を認め、それぞれがかけがえのない存在であることを認識して教育を進めることにより、生徒の自己有用感を育てます。

(2) 学校評価の位置づけ

○いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるとともにその取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、授業研究や公開授業を日常的に行い、生徒が楽しく参加しながら学べる教育の実践に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

規律や秩序の確立やクラスター、学年、学級の団結力の高揚により、生徒どうしの絆づくりを進め、望ましい集団づくりに努めます。また、安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、生徒の心の居場所をつくることに心掛けます。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動、地域交流活動等の中に生徒一人ひとりが活躍できる場面やお互いに協力し合う場面をつくります。また、生徒会活動、クラスター運営において、自主的・自治的な生徒の活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。特に、地域交流活動では、地域の方と対話する機会をつくり、生徒の学びを広げ自己有用感を味わわせます。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、学年懇談会、学級懇談会を計画的に実施し、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表します。そして保護者や地域住民等との交流を深め理解や協力を求めます。

○「しみんサポーター」との連携

「しみんサポーター」と生徒との交流を通して、教員には言えない悩み等を言える場を設定します。「しみんサポーター」とは、福井大学生、院生、サポート至民、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど地域を含めた関係機関の方々です。たくさんの大人の目で生徒一人ひとりを見守ります。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや学習会を行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行い、情報モラル教育を推進します。生徒会を中心に作成した「スマートルール」を心の日記に印刷し、常に目に触れるようにして、ネット利用のルールを徹底させます。

○適切な支援、特に配慮が必要な生徒について

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

・発達障害を含む、障害のある児童生徒

・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

・性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童生徒

・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

○教員の資質向上

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラルに関する教育を推進したり、いじめ問題について正しい理解を図るための研修会や事例検討会を開催したりして、教員の資質能力の向上を図ります。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、心の日記のコメント欄に書いてある内容から、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかと考え、積極的ないじめの認知に努めます。

学年担当、クラスター担当で、生徒に関する情報交換をリアルタイムで行い、何か問題が起きたときは、教員一人で抱えることなく、チームで対応します。場合によっては、チームでの家庭訪問などを行い、直に保護者との対話を通して早期発見解決に努めます。

○自己チェックの活用

心の日記を利用して、生徒が日々の生活を振り返ります。特に、生徒の心の様子を知るための自己チェックを取り入れ、それを学級担任が確認することで、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。毎月、全校でいじめ調査を行います。教職員一人ひとりが「おやつ」と思ったことをみんなで受け止め共有します。全職員で、生徒一人ひとりの生活の様子を見ていきます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個人面談や教育相談担当やスクールカウンセラーのアドバイスを通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより、好ましい人間関係の構築を図ります。

○毎週月曜日の主任会といじめ対策委員会

教頭、スクールカウンセラー、教育相談担当、生徒指導担当、各学年主任が気がかりな生徒について報告・連絡・相談し合います。情報を共有し、緊急な課題には、連携をとり今後の対応を話し合います。いじめの早期発見、早期対応に努めます。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、教職員だけでなく地域の方の多くの目で見てもらい、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見、早期対応に努めます。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による早期対応により被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けた、あるいは、いじめを報告した生徒の心のケアを行い安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事実を確認した上で、適切な指導を行います。場合によっては、別々の教室で授業を受けさせるなど、いじめを受けた生徒が安全に過ごせるように配慮します。学年、クラスター、部活顧問によるチームで対応し、縦糸、横糸、斜め糸を通します。

○外部人材の活用と関係機関との連携

教育委員会とも連絡を取りながら、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、また、校区の警察や県総合福祉相談所(児童相談所)、福井市子ども福祉課、地方法務局、医療機関、民生委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の対応を講じます。

○いじめに関する相談がある場合、教育委員会や外部機関と連携しながら、必要な支援や必要な措置を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を福井市教育委員会、福井南警察署に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織を設置し、事実関係の調査、関係保護者への情報提供、福井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・福井市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

○学校と連携している福井南警察署や福井市教育委員会などの関係機関と情報を交換することで、事実を明らかにして、課題に対しての具体的な対策を講じます。第三者として、福井南警察署ではスクールサポーター、市教育委員会では愛護センター担当者などを招聘し、対策委員会で協議し起きている事件の把握、問題の解決に具体的に取り組みます。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「生徒どうしの絆づくり」についての協議
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、大学教員等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個人面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察、児童相談所、愛護センター等の関係機関との連携

(3) 組織図 【様式2】

5 学校評価への位置づけ

学校評価において、いじめだけでなく教育活動全体が機能しているかどうかを確認し、取組の改善に努めます。

6 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】